

# 新型コロナウイルス感染症に係る 支援情報をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さんへ支援情報をお知らせします。困っていることや不安なことがありましたらご相談ください。また、内容が変更となる場合がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

## ○公共料金の支払いや納税の猶予など

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少したり、事業に損失を受けるなど、支払いが困難になった場合に支払いの猶予や減免措置が受けられる場合があります。

項目	担当課
市税・保険料（税）の納付の猶予	税務課収納対策室（市役所本庁☎内線2122）
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	税務課保険税係（市役所本庁☎内線2152）
国民健康保険一部負担金	保健医療課国保室（市役所本庁☎内線2410）
居宅介護サービス費など	介護高齢課介護保険室（市役所本庁☎内線3410）
国民年金保険料	市民課市民年金室（市役所本庁☎内線2212）
保育料、学童保育所利用料、病児保育センター使用料	こども課子育て支援室（市役所本庁☎内線2540）
市・県営住宅などの家賃	都市計画課建築住宅室（市役所本庁☎内線5310）
上下水道料金、下水道事業受益者負担金	上下水道課業務室（☎66-6190）

## ○生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や収入の減少、失業された場合などに無利子で生活費用の貸し付けを行います。

☎ 市社会福祉協議会（☎62-7756）

制度名	緊急小口資金	総合支援資金
貸付額	10万円以内 ※特例20万円以内	月20万円以内（2人以上世帯） 月15万円以内（単身世帯） ※原則3月以内
償還期限	2年以内	10年以内

## ○新型コロナウイルス感染症対策特別融資

新型コロナウイルス感染症の影響で、経営に支障をきたす恐れがある中小企業の皆さんが、市内金融機関を通じて「新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）新型コロナウイルス感染症対策特別融資」を利用する場合、県信用保証協会に支払う信用保証料を補給します。詳しくはお問い合わせください。

☎ 地域経済振興課経済振興室（市役所本庁☎内線3611）

資金用途	運転資金	融資額	5,000万円以内
融資期間	10年以内（据置3年以内）	取扱期限	令和3年3月31日(水)
融資利率 （年率）	3年以内：1.15%、3年超5年以内：1.35%、 5年超7年以内：1.55%、7年超10年以内：1.75%		
信用保証料補給割合 （融資額：補給割合）	300万円以下：100%、300万円超700万円以下：75%、 700万円超5,000万円以下：50%		